

平成23年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年3月22日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月22日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸	
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹			
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘			
		総務課長	江上 文啓	税務課長	服部 康彦	
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初	
		次 長 兼 保 險 医 療 課 長	上田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐藤 一夫	
		環境課長	村上 勝芳	子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦	
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西川 和彦	
		まちづく り 推 進 課 長	志治 正弘			
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之			
	上下水道部	部 長	佐野 宗夫	下 水 道 課 長	絹川 靖夫	
		水道課長	伊藤 満			
	消 防 本 部	消 防 長	山内 巧	消 防 本 部 総 務 課 長	浅野 睦	
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長	加賀 松利	
		生涯学習 課 長	川合 保			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	橋本 浩之	
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)					

- 日程第1 議案第18号 蟹江町の職員の給与に関する条例及び蟹江町職員団体のための職員
の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第19号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第20号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第21号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第22号 蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第23号 蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第7 議案第24号 町道路線廃止について
- 日程第8 議案第25号 町道路線認定について
- 日程第9 議案第10号 平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第11号 平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第12号 平成22年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第13号 平成22年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第14号 平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第15号 平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第15 議案第16号 平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第17号 平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2
号）
- 日程第17 議案第26号 海部地区水防事務組合理約の変更について
- 日程第18 議案第27号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び規約の変更について
- 日程第19 議案第28号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少
及び愛知県後期高齢者医療広域連合理約の変更について
- 日程第20 議案第29号 平成23年度蟹江町一般会計予算
- 日程第21 議案第30号 平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第31号 平成23年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第23 議案第32号 平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別
会計予算
- 日程第24 議案第33号 平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第25 議案第34号 平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第26 議案第35号 平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第36号 平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第37号 平成23年度蟹江町水道事業会計予算

- 日程第29 発議第3号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第30 発議第4号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第31 発議第5号 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について
- 日程第32 発議第6号 介護保険制度の抜本改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出について
- 日程第33 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成23年第1回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に、発議第3号から6号までの意見書が配付してあります。また、平成22年第4回定例会、第4回臨時議会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

ここで予算審議の中で質問がありました生活保護教育助成について、犬飼民生部次長より報告の申し出がありましたので、許可をいたします。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

先日、予算審議にて小原議員からご質問ありました生活保護者の方の生徒会費、PTA会費及びクラブ活動費の助成について御報告させていただきます。

まず、生徒会費及びPTA会費については、教育扶助費の基準額に小学生月額620円、中学生月額740円を上乗せしまして、クラブ活動費については、学生支援費として小学生月額2,560円、中学生月額4,330円を足して教育扶助費として支給しております。

なお、学習支援費にはクラブ活動費のほかに参考書の購入費も含まれておりますので、以上ご報告いたします。

○議長 伊藤正昇君

鈴木総務部次長より病気治療のため欠席したい旨の届けがありましたので許可をいたしました。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 伊藤正昇君

日程第1 議案第18号「蟹江町の職員の給与に関する条例及び蟹江町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について」

日程第2 議案第19号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

日程第3 議案第20号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第21号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」

日程第5 議案第22号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」

本5案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 山田邦夫君、ご登壇ください。

(3番議員登壇)

○総務民生常任委員長 山田邦夫君

総務民生常任委員会に付託されました5案件につきまして、去る3月7日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第18号「蟹江町の職員の給与に関する条例及び蟹江町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査の冒頭、理事者側から議案18号に対する請求資料として、平成21年度の時間外集計表の配付がありました。お手元に既に渡っておると思います。これは消防署、保育士を除く一般職のものであり、また、管理職を除いたものであります。網かけの部分は今回改正される時間外勤務が月に60時間を超えた人数で、その下の段にはその主な要因を記載したとの説明がありました。

次に、審査に入ったところ、資料を見ると残業の多い課と少ない課があるが、人をふやせ解決するものなのか、どのようにとらえたらいいのかという内容の質疑がありました。

これに対し、総務課を例にすると、財政担当の決算統計・予算関係の仕事は専門的な知識が必要で、1つの仕事を複数で分割して行うことは難しく、人数をふやしても大幅な時間外の削減は難しい。

税務課は確定申告、固定資産住民税の課税などあり、時間外が重くなる。表の3月を見ると13人中11人が60時間を超えており、比較的みんなでやることが可能であると考え。これは課によってばらつきがあると考えするという趣旨の答弁がありました。

次に、勤務の割り振りをした場合、振りかえる時間数を分割することなどができるかという内容の質疑がありました。

これに対し、4時間または7時間45分という振りかえはできるが、それを分割や統合することできないという趣旨の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査の冒頭、理事者側から議案第19号に対する請求資料として、この条例の主な改正部分についての資料配付がありました。お手元にあるとおりであります。

審査に入ったところ、この条例改正により、公務員同士で働く夫婦は両者が育児休業をとれるようになったと解釈していいか、また、公務員と民間で働く方が夫婦の場合も同様なのかという内容の質疑がありました。

これに対し、両者が育児休業をとることは可能である。また、公務員と民間の方が夫婦の場合も可能であるという趣旨の答弁がありました。

次に、役場に夫婦で働く職員の両者から育児休業の申請が出た場合、快く許可できるかという内容の質疑がありました。

これに対し、育児休業の申請が出て要件を満たしていれば、与えなければいけない。今までもそれをとめたりなどは行っていない。職場では休んで子育てに専念してほしいという意識を皆さんが持っているという趣旨の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第19号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

質疑、討論もなく、議案第20号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたしました。

質疑、討論もなく、議案第21号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、空き地・空き家対策などは役場として一体で取り組まなければいけない。部や課でばらばらに対応していると、結局片づかないまま放置されてしまう。今後どのような考えを持っているかという趣旨の質疑がありました。

これに対し、23年度にできる安心安全課で、できるだけ一体化して進めていけるよう準備したいという趣旨の答弁がありました。

次に、テレビ、洗濯機などを廃棄するには家電リサイクル法により有料であるが、7月の地デジへの完全移行に伴い、テレビの不法投棄が予測される。不法投棄の防止対策など考えているかという内容の質疑がありました。

これに対し、広報などで周知していきたい。また、捨てられた場合、住民に知らせる意味で捨ててはだめだよというシールを張る方法、あるいは環境美化指導員や町内会長などを通じて住民の協力を得て、不法投棄させないような環境づくり、普及活動を行いたいと考えているという趣旨の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第22号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

(3番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第18号「蟹江町の職員の給与に関する条例及び蟹江町職員団体のための職

員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第19号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第20号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第21号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第22号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第6 議案第23号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」

日程第7 議案第24号「町道路線の廃止について」

日程第8 議案第25号「町道路線認定について」

本3案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 山田乙三君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○防災建設常任委員長 山田乙三君

防災建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

防災建設常任委員会に付託されました3案件につきまして、去る3月7日に委員会を開催いたしまして、委員6名の出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

質疑に入る前に、はつらつ公園と富吉児童公園の現地調査を行うことになり、暫時休憩をし、現地を見てまいりました。

再開後、初めに議案第23号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたしました。

補足説明もなく、直ちに質疑に入りましたところ、都市計画に基づく公園と児童公園を一括して管理するための改正かという内容の質疑がございました。

これに対し、今回の条例改正は別として、平成23年度以降は公園の管理を一括してまちづくり推進課が管理する予定であるという趣旨の答弁がございました。

次に、はつらつ公園は都市計画に基づく公園であるが、富吉児童公園より面積の小さい公園が都市計画公園になっている。富吉児童公園を見直しする考えはないかという内容の質疑がございました。

これに対し、富吉児童公園より小さい都市計画公園は、新町ちびっこ公園と日吉公園である。両公園とも土地区画整理事業により整備し、都市計画公園として位置づけた公園である。都市計画マスタープランや緑の基本計画の中では、富吉児童公園を都市計画公園として位置づけてはいない。計画では、1号線より南の新蟹江地区に都市計画公園が1カ所必要だと明記をしているという趣旨の答弁がございました。

次に、公園がどこにあり、どのような特徴を持った公園か、一目でわかるように便利帳に載せていただきたいという内容の要望がございました。

ほかに若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第23号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「町道路線廃止について」を議題としました。

補足説明もなく、直ちに質疑に入りましたところ、鹿島3号線の現況は図面どおりになっていない。放置していたのかという内容の質疑がございました。

これに対し、蟹江橋の改修が昭和63年3月に行われ、それ以前はこの形であった。今回の路線の見直し、廃止に合わせて、全体的なものを精査した中で確認がとれた箇所であるという趣旨の答弁がございました。

ほかに質疑もなく、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第24号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号「町道路線認定について」を議題としました。

質疑、討論もなく、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

(12番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第6 議案第23号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第24号「町道路線廃止について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第25号「町道路線認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第9 議案第10号「平成22年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

資料請求をいたしましたので、その関連の質問をいたします。

61ページ、街路事業費、真ん中ですね、——の中の……ちょっと待ってください。ページ間違いました。59ページの中段の道路新設改良事業のうち、今須成線用地購入費について資料を求めまして、皆さんに届いておるかと思えます。

資料によりますと、JRの北側は全部買収がついていて、今までに1億6,900万円購入された。今西側、JRの南側は1億5,500万円投入して、31筆のうち10筆買収済みだ。まだ、半分以上残っているということになります。両方足しますと3億円以上の既に土地買収投資をしたわけでありますが、これは都市計画マスタープランとか、都市計画の図を見ますと、道路の都市計画路線になっておりませんね、あの道路は。我々が議員になる前から動いておったことでありますが、どういう経過があってあの道路をつくろうか、買収計画に従って用地買収に入ったのか、それから3億円以上投資して土地を買収したけれども、半端半端でいまだ買収できない。この経過について伺っておきたいと思いますが、急な質問でお答えできる、皆さんが責任者になる前からの出来事だと当然と思いますが、おわりの範囲でご説明をお願いしたいと思います。

○産業建設部長 水野久夫君

資料のほうにもお示ししてありますように、JRの北側を含めて平成5年から始まっております。平成の当初だったと思いますけれども、町を南北に通る道路として、県道としましては西尾張中央道、それから東のほうに行きますと、七宝蟹江西福田線、東郊線がございます。それ以外に町の南北の骨となるような道路がございませんでしたので、当時の考案の中でちょうど役場の西あたり、西の道路から北へ抜ける道路、中央道のバイパスといえますか、南北の交通を図るという意味でこの路線が計画をされたと思えます。

議員が言われますように、都市計画道路ではございません。単に町道でございますので、

そういった町道としての南北線の幹線として、JRを抜けて南北に流通を図るという意味で計画をされたものでございます。

○3番 山田邦夫君

昨年だったか、都市計画マスタープランの関係で私、質問いたしまして、都市計画としては、当然つくるべきだという道路が随分ありまして、例えば役場の前の道に向こうへ抜くとか、東郊線をやるとか、たくさんあるけれども、なかなか全部やりおおせれない。だから、優劣を決めて、ほとんどやれないものはもしかしたら都市計画変更をすべきだ。それから、やるべきものはここはやると重点を置いて、10年くらいめどを置いてやるべきだということをお申しまして、東郊線とか、JR駅へ抜く道のあたりを重点にしたいというお答えをいただきました。

そういう中で、この道路が幹線道路だとはわかります。役場から抜けて須成へ行くというのは大変いい、必要な道路だと思いますが、まず、都市計画にどうして入れないか、名古屋都市計画圏の中の蟹江の都市計画ですけれども、これだけの投資をして半端にしてしまうから、3億円以上投資した金が眠っとなることになる。しかもまだやれる見込みがない、相当買収未済があつて。公認されないところをだれかの思惑でこんな大きな事業をやつて、町長や議員がかかわると半端半端にして放置されてしまつて、今町有地や不要不急の土地は売却するなり、有効利用するなりということを盛んに言っているじゃないですか。そうした中で、これだけ買収した土地がそのまま遊んでいるというのと、なおやる気があるのか、あるいは買収された表、道路側の用地というのは、その隣のもともと持つとった土地とか、あるいはあそこの場所ならわしゃ商売やるのに欲しいという人も出てくると思うんですね。それをどちらの意思表示もせず放置すると、町民にとつてもいけないし、金もほつたらかしということになるわけです。

ですから、どちらかにすべきじゃないか、やめならやめ、売るなら売る、道路のきわに広げる道路が買収してあるわけでしょう。私も見ましたけれども、こうやってくいが打つて人が使えないようにしてある。車も出入りできないようになっているわけですね。あれが開放されたら何も非常に、その奥の人は便利になるわけです。道路ができれば便利になりますが、できなかつたら邪魔な町有地になるわけですね。そこはどうお考えになっているか、現時点で。意見を伺つておきたいと思つます。

○産業建設部長 水野久夫君

都市計画道路ではございませんので、今、町の単独費として進めておるわけでございます。現在では、まだ南側につきましては、3分の1ほどの用地買収しか終わっておりませんが、担当課としましては、計画に沿った形で用地買収のほうも進めておりますし、今の段階で計画を見直してというところの考え方は全く持っておりません。当初立てておりました計画に沿つて、用地買収に努めておるといのが現状でございます。

また、用地を買収した部分の出入りのことについて今議員言われました。買収部分を皆さんが大変、変な言い方をしますと、駐車場等価で使っていただくのも非常にまた問題がございますし、かといって用地買収に応じていただいた方の出入り口をふさぐというようなことはしておりません。関係する地権者の方と協議をした上で、道路への出入りの部分を確保して、なおかつ用地を買収した分については、適正に保全をしていくという意味で、現況はある部分については柵をして、それ以外の方の利用はしていただけないような形にはしてございますので、買った部分の適切な管理を含め、保全を含めながら用地の買収に向けて担当課のほうとしては進めております。

○3番 山田邦夫君

非常に半端な形で放置するというのは、資産としても、資金としても大変もったいないことです。そういう意味で、この先どうするかということは余りはっきりしない方で放置するのは、都市計画に載っていないんだから、そのときの町長によって、例えば須成のほうの町長が出てくると、ぜひ通せと言ってやり出すとやるわけです。そうじゃないとやれないですね。

それから、今西の区画整理が終わった機会に片づくといいがなと思ってはいたけれども、それもやれなかった。片づくころにぐちぐちやした記憶がありますね。

そういう意味で、担当者によって、あるいは首長によって事業が半端に食い残しされるというのは、非常に問題だと思うんです。今後のために、こういう無駄な金、無駄な用地を放置しないように、何か有効活用をする。ほったらかしにすれば、草がはえて草の管理しなきゃいかん。また、利用できないなら近所に貸して畑やってもらうとか、あるいは花を生けてきれいにするとかということ、とにかくきれいに有効活用にしていただいたほうがいいように思います。なかなか3年、5年で片づくことではないと思いますが、都市計画マスタープランとの関係で、こういう大きなことが放置されておるということを指摘しておきたいと

思います。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

35ページですね、一番下の財政調整基金管理費について承りたいわけでありましたが、つまり財政運用とのかかわりで伺っておきたいわけでありましたが、近年におきましては、この地方交付税そのものが年度の終わりがけになってやっとなんか決まるような状況があるわけなんです、これは多分地方交付税を一定の額いただいたので、年度末で使いようがないので積み上げるといふ考え方なのか、22年度事業をやってきた結果、一定のお金が余ったので積み上げるといふ考え方なのか聞いておきたいわけでありまして。まずとりあえず伺います。

2つ目でございます。49ページ、真ん中辺ですね、子ども手当支払事務というところで

4,777万5,000円の減額になっているわけでありますが、単に子供たちの数の相違ということでこういう結果になったのかどうか、その辺をちょっと聞いておきたいと思います。

3つ目でございますけれども、57ページの上の段ですね、土地改良管理費ですけれども、ここでちょっと承っておきたいわけでありまして、私、ちょっとかかわって、1つは、工業用水道ですね、清芳屋さんからちょっと向こうへ行っただと、四工区で工事をやっていただきました。それからこちらの、今なくなりましたけれども、歯医者さんですね、近鉄を越えて、国道のほうへ行って左側にある用水のふちのフェンスを、これは舟入土地改良区でやっていただいたわけですが、これについて私お願いをしてから2年たったんですかね、なかなか土地改良一定のお金のこともあるだろうし、なかなかいかないわけですが、大体土地改良がやるか、町がやるかということについては、どういう判断で決めておるのか。

実は、この間も四工区の皆さんとお話し合いをして、例の山田邦夫議員がしきりに言う桜並木ですね、八重桜の。あそこをどうなるんだ、おれらがやるのかどうなのかだとか、できれば延長したこっちの水路の柵板も直してほしいんだけど、結局おれらがやるのかどうなのかというようなお話がありまして、伺うわけでありまして、基本的にはどういふふうに、土地改良と話し合っただちらかの意思で決定するのか、何かこういう場合は蟹江町で、こういう場合は土地改良区でだとかというふうな決め事があるのかどうなのか、ちょっと伺いたいと思うんです。

○総務課長 江上文啓君

財政調整基金積立金の件でご質問だと思います。

まず、この金額につきまして3億1,152万6,000円でございますが、これはまず前年度、21年度から22年度の繰越金が3億9,000何があるかと思っております。このうち、2分の1以上は必ず財政調整基金に積み立てなければいけないという法律がございますので、その関係で約2億円ほどはこれに含まれておるといふふうに考えております。あと残り分につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたように、3月に歳入歳出を精査し、出てきたお金を積み上げるというものでございます。

というのは、もう一つは、来年度、23年度予算のほうに、当然当初から財政調整基金の取り崩しを考えておりますので、今回の3億1,100何10万円というのを積み込むことによって、9億6,000万円ほどの財政調整基金を確保したというものでございます。

以上でございます。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

子ども手当の支払いの件でございますが、児童の少し見込みを誤るといふことでございます。

以上です。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

小原議員の言われた竹内歯科の前とそれから1号線と近鉄の間の水路の関係ですけれども、町としましては、都市下水路と土地改良が管理している水路がありまして、2つとも各工区が管理している水路でございます。それで2つとも地元の土地改良区のおかげで行って、翌年にその補助を町が出すということでございますので、よろしく申し上げます。

○7番 小原喜一郎君

財政運用とのかかわりで最初に伺うわけですけれども、つまり、私伺いたいのは、最近、地方交付税が最終的に決まるのが非常に遅い傾向がありますね。それでこんなことでは、いわゆる単年度主義という観点からした場合に、地方自治体としては困るわけで、そういう点で町の考え方ですね。なぜまたそういう遅くなってしまうのかということもありますけれども、この財政運用面からすると、もっと早くに決定してもらって、単年度で使えるような方向ですね、こういう方向を目指してほしいというふうに思うんですけれども、その辺のお考えがありましたら聞かせていただきたいと思うんです。

2つ目は、子ども手当はそれで結構ですけれども、土地改良とのかかわりですね。これは都市下水路ですか、あるいはそういうことで区別しておって、翌年の実績に、いや、本年度やったらやった実績に即して、翌年補助金を出すということになるわけですね。わかりますけれども、少し財政運用上ちょっと疑問に思いますもんですから、1つは、その辺のところ聞いておきたいわけです。翌年払うということ、実績においてですね。

もう一つは、ほとんどの場合請負事業になるわけですけれども、すべてを土地改良で任されてやるというふうになってないようですね。つまり、請負契約等のかかわりと、1つは町内の業者だとか言って、町の指導があつて、入札も結局町がやるうんぬんということがあったようだけれども、その辺はどうなっているんですか、すべて土地改良に事業をお任せするということではないんでしょうか、ちょっと伺いたいんですけれども。

○総務課長 江上文啓君

地方交付税の件も含めてのご質問だと思います。

まずは、私どもとして考えております財政運営といたしましては、当初予算を組まさせていただきます。次に、補正予算が6月とか9月に出てまいると思うんですけれども、そのときに一般的に補正予算組む場合、まず歳出補正を皆さん各課から出していただきます。それに基づいて、今度歳入の手当てをいたします。歳入の手当てといたしましては、事業によっては国庫だとか、県費がついてまいりますので、あとの不足分を何らかの予算、歳入で賄わなければいけないということになると思います。その場合に、一番最初に考えますのは、まず繰越金ですね、先ほど申し上げましたように、繰越金が21から22年度に約4億円、3億9千何百万円だったと思います。繰越金がございますので、これを充当し、予算を成立させます。

次に、議員がおっしゃいました地方交付税でございますが、大体地方交付税の決まっていますのが、9月の補正に間に合うか、12月なら何とかというのはあるんですけれども、ただいかにせん普通交付税のほうは決まっています、特別交付税というのが実はございまして、こちらにつきましては、今現在まだ決まっておられません。というのは、大体2回ぐらい交付がありまして、最終交付がこの3月の恐らく、今週か来週ぐらいだと思うんですけれども、そういったことを踏まえて、まずは繰越金を充当する。今回、補正予算を見ていただくとわかりますように、歳入のほうも減額されることも結構ありますので、そういったことを調整を考えておきますと、どうしても3月まで地方交付税を歳入として入れるのを考えなきゃいかんのかなということも多々ございますので、このような措置にさせていただいたものでございます。

以上です。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

まず初めに、事務局が蟹江町の中にあります。それで一般的に町がやる場合だと、指名審査会とか、そういうものをかけますけれども、土地改良区はそういうものがないので、それを町に準じて実施しているのが現状でございます。それであと県から補助金がついたときに、町の工事と同様に実施して、土地改良区の理事長を初め、役員で入札を行いまして、県の補助金を6割、それで町の補助金は2割ですけれども、完了した翌年に払いますので、23年度に竹内歯科と、それから先ほどの宝の水路のお金が出る予定をしています。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

財政運用の問題ですけれども、つまり今年度なんかは12月に決まったんですか、4億何がしの交付税ですね。いいですよ、町はまだ財政的に豊かですから、余裕のあった予算が組めますのでいいですけれども、豊かでない自治体にとっては、それ一つ一つが頼みなんです。それが年度末ではどうしようもないわけで、そういう意味で対政府とのかかわりで、財政運用上の一定の考えがあるのではないかなというふうに思っているわけですが、できればこれは町長に伺ったほうがいいですかね、考え方があれば伺いたいというふうに思います。

土地改良の問題ですけれども、一定の基準に基づいてというのは、できれば、例えばどうしてもおれらが思うとおりにやりたいといった場合にできないかどうかですね、土地改良がですよ。大分不満だったようで、いろいろ町長からご意見を賜って、結局、最終的に勝手に町長やってくれぐらいのことを言いたかったくらいなことようだったようですけれども、その辺のところはすべて土地改良に任せるというふうにはならないわけですか。

○総務部長 加藤恒弘君

町長にご質問いただきましたが、先に少しだけ私のほうからもご説明を差し上げたいと思

います。

ことしの予算のところですが、実は交付税はそんなにたくさん組んでございませんでして、後からふえてきたという状況もございませう。交付税は変動いたしますし、おっしゃいますように、財政運営の中で必要とあれば当然入れてやっていくという方針は持っております。それを確定してくるのがやはり少し遅いということと、当初に予算を組ませていただくときに、その財源をまずどこで確保するか、そのときに財政調整基金を入れさせていただくということで、数年来かなり大きな金額を、4億円とか入れさせていただいております。

ですから、最初に確定したものをつくらないと、予算に反映させないと、実際に1年の歳出予算が対応できないような状態になります。そこで入れさせていただいておりますが、そうすると、財源は枯渇してまいります。財政調整基金が減ってまいります。そこを運用しながらということもございまして、状況を確認して、今回でもそうですが、たまたま3億円という大きな額が積めるということになってございませうが、これがまた交付税とよく似たような数字といいますか、交付税財源のふえた部分に似ておりますので、ちょっと疑問が発生したんだと思うんですけども、私どもとしては、交付税もちろん入れました、来年度につきましては、もっと大きな額を来年度予算には上げさせていただいております。これを見込んで、それを使ってということもございまして、その際については、やはり私どもは財政調整基金を本当に運用という形で入れさせていただき、また、その中から積み立てさせていただくということで、ローリングをしながら見据えてやっていきたいというふうに考えております。決して交付税をないがしろにして温存しておいてやるというような、そんな考えではございませう。いただけるものであれば、きちっと使って私どものほうは事業を進めていきたいという考えを持っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○町長 横江淳一君

今、総務部長のほうから財政の全般的な考え方、また、総務課長のほうから話がありましたが、いつも職員、財政担当にお話をさせていただいているのは、行政改革の中で無駄を徹底的に排除しようということで、夢づくり会議だとか、部課長会議でいろいろなお話をさせていただいております。先ほど来3億1,100万円、これは総務費の中で積立金として実は出させていただいた。これ実をいいますと、当然繰越金の先ほど言いました2分の1を積むというのは規則になっております。できるだけ繰越金が出るように、要するに無駄を排除して、例えば入札だとか、いろいろなことで余剰金が出れば、それを何とか次の繰越金で使う補正の財源にしますけれども、次の新たな新しいときの積立金として使うようにということとは平生実は言っております。

今回も、当初交付税は1億8,000万円の予定をしてございました。それが3億7,000万円途中で来ることになりまして、最終的には5億5,000万円、先ほど来総務部長も言いましたように、たくさん来れば来たほうが我々としては大変助かるわけですが、臨時財政対策債

もそうであります。例えば我々がどのぐらいの枠を組んでくれるかというのを、ちょっと僕も財政のこと詳しいことはわかるわけじゃありませんが、その算定期間がいつになるかということも実は微妙に絡んでくるわけでありまして、飛島さんのように、実はもうやってみたら10億円から11億円残ってしまったとか、そういう財政状況ではありません。いつも小原議員は非常に財政が裕福だと大変うれしいことを言っていただきますが、それほど裕福ではございませんが、ただ、飛島さんと比べますと若干そういう部分が違いますが、でも最終的には財政調整基金2けたをできるだけ残すようにということで、たえず財政にはそういう話をしております。

ですから、積立金を使うのか、それとも交付税を充てるのかということについては、微妙な政府との調整のバランスがありますので、できれば最初から、よし、去年の実績でこれぐらいだというふうに交付税いただければ、一番これがあるがたいわけでありましたが、そういうこともなかなか難しいなということがありますので、今後、本当に財政担当者会議が仮に市町村の言うことを聞いていただけるのであれば、こういうことをどんどん中央政府のほうに申し出をできるようにしたいなというふうに思っております。

以上です。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

土地改良事業の工事につきましては、すべて土地改良区の工区長を初め、役員が町へ相談に来てすべて行っていますので、土地改良区単独で行う事業というのはほとんどございません。

以上です。

○3番 山田邦夫君

61ページ、土木費の街路事業費の中で、七宝蟹江西福田線と藤丸中央線の町負担金について資料をお願いしました。

○議長 伊藤正昇君

山田議員、3回済んでいますので。

○3番 山田邦夫君

補正予算もそういうふうになっていますか。

それでは、自動的に資料を求めましたので、ご説明をお願いしたいと思います。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

資料要求がございました資料でございますけれども、数字の羅列になってございます。議員から、まず全体の資金計画はどうなっているのか、それから交換金の中身について説明の資料を求めるところと、町の助成金でございまして、町の補助状況はどうなっているのか、それと今後の事業プランですね、事業計画がどうなっているのかという大きく4項目について資料請求をいただきました。

そんな中で、これは組合の事業計画上の数字でございますけれども、まず、交換金ですね、公共施設管理者負担金として5億1,900万円、保留地処分金で17億2,500万円、町助成金で8億9,580万円、寄付金・その他で20万円、計31億4,000万円の事業費でございます。

ちょっと不足でございますけれども、当然事業計画を策定する場合に、健全な資金運営ですね、そういった観点から、収入面はちょっと少なめに抑えて策定するのが資金計画でございます、昨年の場合にもこれをに類をたがえず、ある程度安全率を見込んだ収入計画を策定しております。

次に、公共施設管理者負担金算定根拠でございますが、まず、七宝蟹江西福田線、藤丸中央線・駅前広場、これ両方でございますけれども、用地費と事務費、それぞれ計上してございます。これは平成14年7月11日付でもちまして、組合と蟹江町がこの費用負担に関する覚書を締結しました。その時点で、これは議員からの質問の内容にもなるんですけれども、この単価ですね、単価設定、どうしてどういうふうな積算根拠で単価設定をしたのかというようなご質問をいただいておりますが、それがこの摘要欄に書いてございます七宝蟹江西福田線につきましては、単価9万7,900円で面積を乗じたもの。藤丸中央線につきましては、9万9,831円、これに面積を乗じたもので計算してございます。当然のことながら場所も違いまして評価も違いますので、これも鑑定評価を取った金額をもとに算定をさせていただいております。

次に、町の助成金の執行状況でございますけれども、過年度で13年度に組合が設立されました。それから平成22年度、今年度ですね、申しわけございません。今年度は当初予算、補正予算上の計画上の数字を上げてございますけれども、全体事業費で24億9,271万4,889円、これが全体事業費でございます、そのうち補助対象事業費としまして、20億6,804万4,639円のうち町補助金が5億3,123万円、これは30%以内、町の範囲内で補助金を払っております。

その中で、またこれ議員のほうから、どれだけ国費がこれに投じられていたのかというような質問内容もございましたので、次に、※欄でございますけれども、町補助金に対する国費としまして、国からのお金としまして、まちづくり交付金で2億260万円国からいただいております。これは22年度、18年度からまちづくり交付金は5年度事業でございますので、18年度から22年度、今年度で最終年でございますけれども、これだけの2億何がしのお金を国からいただいております。

最後に、今後の事業費の概算、これは次ページに図面を添付させていただきましたが、基本的に東郊線ですね、七宝蟹江西福田線から以西は、ほぼ本年度に完成する予定でございます。以東が、福田川の間が来年度以降残るような形になるんですが、一応23年度で事業費としまして2億7,200万円、うち補助金を6,000万円、24年度で2億円、うち補助金を6,000万円、25年度、これは事業計画上の最終年度でございますけれども、3,350万円見込んでおり

まして、補助金としましては1,000万円、今後の事業費が、計5億550万円かかるであろう。うち補助金としましては、町として1億3,000万円補助していこうということでございます。別の参考図はお目通しいただければよろしいかと思えます。説明は以上でございます。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第10 議案第11号「平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読となっていましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結をします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第11 議案第12号「平成22年度蟹江町老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第12 議案第13号「平成22年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第13 議案第14号「平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第14 議案第15号「平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第15 議案第16号「平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第16 議案第17号「平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第17 議案第26号「海部地区水防事務組合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第18 議案第27号「愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第19 議案第28号「愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第20 議案第29号「平成23年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に反対討論の発言を許します。

○7番 小原喜一郎君

議席番号7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

私は、日本共産党を代表いたしまして、平成23年度一般会計予算に反対の討論を行います。

代表質問でも申し上げましたように、予算全体の面でいいますと、1つは、やはり今日における社会状況に的確にこたえた予算ということは、できないということを断言せざるを得ないということでございます。

今、国民の現状はどうなっているか、国の現状はどうなっているかという、新格差社会の異常さがありますね。ピーク時は1997年でございますけれども、これから12年間の間で総額30兆円、年収平均で61万円も1人当たり減少しておるわけでありまして。特に平成8年から9年の1年間は、この1年間で9兆円も賃金が落ち込みました。この背景には、戦後最大のリストラという問題があります。あるいは派遣切りもありました。この結果、トヨタなどの大企業が空前の利益を得たのでございます。このことは、逆に貧富の格差が大きくなったということでもあります。

今日における私たちの暮らしというのは、そういう背景の中で極めて厳しい状況になっているわけで、とりわけ生活的弱者の皆さんと申しますか、低所得の皆さんにとっては、過酷な社会に変貌してきております。

そういう蟹江町でも同じことをごさいますて、そういう現状があるだけに、例えば高い国民健康保険税に悲鳴を上げとる、滞納者がたくさんふえるだとか、町民税そのものもなかなか納められなくて滞納してしまうだとかという傾向になってきておるわけでありまして。

したがって、予算全体、この状況にこたえた内容になっていないということを申し上げたいと思うのであります。

もう一つの理由は、今日もなお、もちろん民主党政権の地域主権戦略の中での戦略大綱では、自公政権のもとで行われた構造改革、あるいは地方分権の名のもとに福祉をどんどん切り捨てていくというこの流れ、この流れは今も民主党に引き継がれて同じ流れになっているわけでありまして、名前が変わっただけでありますね。地域主権戦略というふうに名前が変わっただけで、中身はそれ以上と言っても過言ではないくらいの内容になっているわけでありまして、そういう流れの中で、町長の7つのKですね、この中に行政改革にうたわれておるわけでありまして、かつてこの行政改革、蟹江町では痛みを分かち合うという言葉が使われました。そうしたもとの、保育料の2年間にわたる大幅な値上げや、あるいはまた使用料の値上げや水道料の値上げ、公共施設の使用料ですね、等が行われまして、一層ひどい状況になっているわけでありましてけれども、こうした中で先ほども言うような形があるわけでありまして、合わせてもう一つつけ加えられるならば、そういう本当に厳しい状況の中で皆さんこの苦勞しているわけでありましてけれども、ついどうしても納められなくて滞納した、その滞納を整理する上での過酷な対応ですね。こういう問題があるというふうに思うんです。

私は、この滞納整理問題も民主的、あるいは法令を駆使して、住民の皆さんの厳しい状況を打開する立場で方向を転換してもらいたいということを思っているわけでありましてけれども、残念ながら期待できない答弁が生まれて、いや期待できるような答弁が生まれてきておりません。

そういう現状から、蟹江町の平成23年度一般会計予算には、非常に住民の現状に対する配慮に欠く予算の内容になっているということを指摘して、反対討論とさせていただきます。

○議長 伊藤正昇君

次に、賛成討論の許可をいたします。

○4番 米野秀雄君

4番 清新クラブ 米野秀雄でございます。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

平成23年度の当初予算につきましては、歳入のうち国庫支出金については、現在、国会において議論がされており、情勢が不透明でありますけれども、子ども手当負担金の影響によ

るものであり、また、子育て支援のための蟹江南保育所改築事業を初めとする建設事業債の影響により大幅に増加しております。町税、特に町民税や地方消費税、交付金については、世界的な不況のあおりを受けていまだ失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況ではありますが、景気は持ち直しに向けた動きが見られるということなどから、前年度より微増との見込みであります。

次に、歳出は、主なものとして、緊急雇用創出事業及び蟹江北中学校の空調設備事業等が予定され、雇用対策や教育環境の充実を目指しております。また、昨年度に引き続き、妊婦から乳幼児までの福祉政策、商店街や観光、消費者行政における経済活性化政策、蟹江南保育所建設事業や3人乗り自動自転車レンタル事業など、子育て支援に重点を置き、今の住民ニーズを的確に反映させた積極的な、かつ必要不可欠な予算計上であると考えます。

財政状況は予断を許さない状況でありますけれども、堅実な事業事務の進展を願って、本案に賛成いたします。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第29号「平成23年度蟹江町一般会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第21 議案第30号「平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に原案に反対する反対者の発言を許可します。

○7番 小原喜一郎君

議席番号7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

私は、平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

代表質問でも申し上げましたように、蟹江町における国民健康保険事業は、蟹江町だけが厳しいということではない、あるいは保険税そのものも他町村に際立って比べて高い状況ではないわけですが、しかし、結果として国民健康保険に入っていらっしゃる皆さん大変な思いをしておるということを言わざるを得ないわけであります。

これは代表質問でも申し上げましたように、国のたび重なる改悪ですね、国負担金の削減、これに大きく起因をしておるわけでありますけれども、あわせて愛知県もこの10年間のほど

で補助金を3分の1に減らしてしまったわけですね。こういう現状があるから、これは蟹江町だけの問題ではありませんけれども、全国的に国民健康保険が行き詰まっている。蟹江町もその1つということ指摘をさせていただきたいと思うのであります。

したがって、各自治体は憲法25条にも照らしてみ、あるいは地方自治法に照らしてみ、考えた場合に、それを補う施策というのが非常に大事なことであります。国の施策を補って住民の福祉を守る、あるいは答申させる、こういう立場は、本来地方自治のあるべき姿だと思っております。

しかし、蟹江町の今までとってきた態度はそういう状況ではなし、逆に国の行政改革に追随して一般会計からの繰り出しもどんどん削減をするという、あるいは町税更正を厳しくかけるとか、そういう状況が生まれる。あるいは短期保険証を毎年更新する、毎月でしたか、更新させるという、他町村に例のないことをやっている、こういう状況があるわけでありまして、まさに住民いじめの結果として内容になっているということを言わざるを得ないわけでありまして。

本平成23年度蟹江町国民健康事業特別会計予算につきましても、同様だということ言えることができると思っております。もちろん、中では若干ですけれども、繰出金をふやしていただいたということもありますけれども、しかし、全体の流れは変わっちゃおりません。そういう意味で、反対でございます。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

次に、賛成者の討論を許します。

○14番 奥田信宏君

14番 新生会の奥田でございます。

私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成23年度の予算内容は、対前年比で9,000万円程度の増額が見込まれ、医療費の歳出に相当するものであり、特に入院や手術を伴う高額医療費がふえるものであります。特定診療等の受診率の向上を図りながら、住民の健康管理保持を推進するものでもあります。

また、コンビニエンスストアでの収納を開始され、収納率の向上を一層進め、少しでも財政負担の軽減に努めていただくことを求め、本案に賛成するものであります。

○議長 伊藤正昇君

他に討論がないようですので、討論を終結します。

これより起立によって採決します。

議案第30号「平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第22 議案第31号「平成23年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。
本案は去る3月15日に質疑を終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第23 議案第32号「平成23年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第24 議案第33号「平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、原案に反対者の許可をいたします。

○6番 林 英子君

介護保険管理特別会計予算につきまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

介護保険の2012年度見直しをめぐる動きは、国会への改正法案提出や社会保障審議会介護給付費分科会での介護報酬改定検討のスタートなど、重大な局面を今迎えております。この見直しは、老後も安心して暮らし続けられる介護や生活支援を国民に保障するものになるようにしなければなりません。介護殺人、介護心中という報道が相次いで報道がされております。家族の介護のために仕事をやめる介護退職など、介護保険の最大のうたい文句でありま

した介護の社会化は、10年たっても実現できませんでした。

特別養護老人ホームの待機者が全国で42万と厚生労働省も発表しております。当町の唯一特養ホームも蟹江町で180人以上の待機者で、いつになったら入所できるのかわからないのが現状です。介護保険は給付に必要な財源のうち、公費は半分だけ、残りの半分は保険料で賄う仕組みであり、介護サービス利用がふえれば高齢者全員の介護保険料がそれに比例して際限なく上がるという給付と負担の連動が特徴です。ですから、年金生活の高齢者の負担能力から見て、限界に近づいております。公費負担を大幅にふやす以外に改善の道がないのは明らかです。

当町では、包括支援センターの問題です。包括すべき地域とは中学校区に1つとされ、日常生活圏域と呼ぶものです。主な事業は介護予防事業として、要支援、要介護状態になるおそれのある人向けの介護予防プログラムの提供、一般を含むすべての高齢者に介護予防事業等包括支援事業として、高齢者に対する総合相談や権利養護など地域の実情に応じた制度をするというのが包括支援センターです。

今度当町では2つ目の包括支援センターが決まりました。このことについては、とてもよかったというふうに思います。ところが、どうでしょうか。中学校区1つにはありません。学校区に2つではありませんか。蟹江川をはさんでカリヨンとセヌ、どちらも交通の便が悪く、お散歩バスも通りません。一般の方は、困ったときや相談には養護ホームには行きません。入りにくいと聞きます。まさに消費生活窓口を開設、今度なさいましたまちなか交流センターこそ町の福祉の拠点にすべきだというふうに私は思います。

よって、このような予算には賛成できません。反対です。

○議長 伊藤正昇君

次に、賛成の討論を許可します。

○12番 山田乙三君

12番 新生会 山田乙三です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

第1号被保険者数、要介護、要支援認定者数、サービス業者数、保険給付費などが毎年増加しておりますが、この介護保険制度は要介護や介護者を支える福祉サービスの中心とも言えるサービスでございます。

平成23年度予算案では、サービスにかかる費用では、保険給付費が対前年度比2億2,200万円ほど増加しておりますが、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるような支援と健全な運営をされるよう要望し、賛成といたします。

以上です。

○議長 伊藤正昇君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第33号「平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで10時45分まで暫時休憩をいたします。

(午前10時29分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 伊藤正昇君

日程第25 議案第34号「平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第26 議案第35号「平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第27 議案第36号「平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。

蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算に、反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、2008年にスタートした制度です。そもそもこの制度は、高齢者を他の年齢層から切り離して、高い負担と安上がりの差別医療を押しつけることにあります。病気にかかりやすく、治療に時間がかかる後期高齢者を別枠医療保険に囲い込み、負担増を我慢するか、不十分な医療を我慢するかの二者択一に追い込んで、医療や社会保障に係る国の予算を削減する、これが当時の自公政権のねらいでした。そこからこの制度が始まったのです。

後期高齢者医療制度を廃止して、老人保健制度に戻せば、保険料の際限ない値上げや別枠の診療報酬による差別医療がなくなります。保険料の年金天引きや高齢者が75歳になったとたん、家族の医療保険から切り離されることもありません。サラリーマンに扶養されている高齢者が75歳になったら、1人だけ家族と別の医療保険に入れられることもありません。

後期高齢者医療制度の廃止が長引けば長引くほど制度の矛盾が拡大します。後期高齢者医療制度そのものに反対です。よって、この予算案にも反対をいたします。

○議長 伊藤正昇君

次に、賛成者の討論を許可します。

○11番 吉田正昭君

11番 新生会 吉田正昭です。

私は、賛成の立場から討論申し上げます。

平成23年度は保険料が改定されてから2年目になりますが、被保険者数や医療費は今後も伸び続けることが予想されます。広域連合と連携して一層の支出削減や保険料の収納対策の強化などの収入確保を図られ、安心して医療が受けられるよう配慮を要望し、賛成します。

○議長 伊藤正昇君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第36号「平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、原案のとおり決定することの賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第28 議案第37号「平成23年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月15日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○6番 林 英子君

蟹江町水道事業会計予算に、反対の立場から討論をいたします。

私は、どうしてもこの10立方メートルのところは納得できませんし、蟹江町の中でたくさんの方が水道メーターの検針を行っています。その方に聞いた中でも、「林さん、2立方メートルの人や3立方メートルの方もいるし、10立方メートルが基本料金ということは、本当に大変だね」という話がありましたが、今払っていらっしゃる方で私の知っている人で、約6,667円という40のところの方が、今度下水道を兼ねると1万2,000円になるわけです。2月に一遍は本当に大変だ。しかも水道というのは、死ぬまで払い続けなくてはならない。何とか値下げをしてほしいという要求です。

ですので、前から私は言うておりますけれども、こういう予算の組み方、何でも県の言うとおりに有水率も払うという、そういう根本からのことを変えない限り、住民は苦しむ。こういう予算の仕方をしていくことには、私は納得できませんし、反対します。

○議長 伊藤正昇君

次に、賛成討論の発言を許します。

○5番 高阪康彦君

5番 清新クラブの高阪康彦でございます。

私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成23年度蟹江町水道事業会計予算は、料金収入低迷の中においても、健全財政に努められ、安定した予算が編成されております。

工事におきましては、公共下水道関連工事を初めとし、配水時の修繕、老朽管布設がえ及び蟹江今駅北特定土地地区画整理事業関連布設工事などの予算が計上されております。

今後はさらなる経費の節減、有収率の向上に努められ、安心・安全な水の安定供給を堅持されることを切に要望し、本案に賛成をいたします。

○議長 伊藤正昇君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第37号「平成23年度蟹江町水道事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第29 発議第3号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議

題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1 番議員登壇)

○1 番 松本正美君

1 番 松本正美でございます。

それでは、ご提案申し上げます。

発議第3号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年3月22日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、蟹江町議会議員、菊地久、同じく小原喜一郎、同じく中村英子、同じく奥田信宏、同じく猪俣二郎。

以上でございます。

朗読をもって提案とさせていただきます。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人あたり約5万円に及ぶ経常費助成(一般)の削減がなされた。

その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきたが、この2年間は減額され、ついに国からの財源措置(国基準単価)を下回るに至った。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、緒についた教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で63万円をこえ、授業料助成と入学金補助の平均単価を除く納付金でも約49万円にものぼっている。そのために、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。

また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台となっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

このような状況下で、今年度から「高校無償化」の方針の下、国公立高校のみが無償化された。私学へも一定の就学支援金が支給され、保護者の負担は昨年度よりも軽減したものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。また、国公立高校が無償化された関係で、私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねりない状況に置かれている。

私学も、公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、愛知県下の高校生の3人に1人は私学で学んでいる。私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。「教育の公平」の実現にむけて、国公立高校無償化にみあう水準で生徒・保護者の深刻な学費負担を軽くし、私学教育本来の良さを一層発揮していくためには、私立高校への就学支援金の拡充と、教育条件の維持・向上を図るための経常費助成の拡充が必要である。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、本町議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月22日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上でご提案申し上げます。ありがとうございました。

(1番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第30 発議第4号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

ご提案をさせていただきます。

発議第4号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年3月22日提出。

提出者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、蟹江町議会議員、小原喜一郎、同、中村英子、同、奥田信宏、同、猪俣二郎、同、松本正美であります。

めくってください。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費2分の1助成（愛知方式）」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では徐々に増額に転じてきたが、この2年間は減額され、ついに国からの財源措置（国基準単価）を下回るに至った。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で63万円をこえ、授業料助成と入学金補助の平均単価を除く納付金でも約49万円にものぼっている。そのために、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような状況下で、今年度から公立高校が無償化され、私学にも就学支援金が実施された。もしこの支援金が、日本一と言われた愛知県の授業料助成制度に加算されれば、私学の

父母負担はかなり軽減される。しかし、県は深刻な財政難を理由に、県独自予算を大幅に縮小し、無償化対象は年収約350万円未満の家庭にとどまっている。とりわけ、乙Ⅰ（年収約610万円未満）・乙Ⅱ（年収約840万円未満）では公立が11万8,800円軽減された一方で、私学助成は2万4千円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大幅に広がっている。また、公立高校が無償化された関係で私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれている。

私学も、公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、愛知県下の高校生の3人に1人は私学で学んでいる。私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきた。私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきた。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の税収減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

従って、本町議会は、県からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月22日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上であります。

(10番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第31 発議第5号「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○7番 小原喜一郎君

議席番号7番 小原喜一郎でございます。

提案に先立ってちょっと申しわけありません。案分の上から8行めに1字挿入をお願いしたいんです。「子育て施策を拡充していくことは、国の責任ある」というふうになっているんですけども、「で」を1字挿入していただけませんか。

それでは、提案をさせていただきます。

発議第5号「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年3月22日提出。

提出者、蟹江町議会議員、小原喜一郎。

賛成者、蟹江町議会議員、中村英子君、同じく奥田信宏君、同じく猪俣二郎君、同じく松本正美君、同じく菊地久君。

それでは、朗読によりまして提案とさせていただきます。

安心して子育てできる制度の確立を求める意見書(案)。

女性が産む子どもの数が減少し続けている。

その要因として劣悪な労働環境とともに、子どもを産み育てることにお金がかかりすぎるものがあげられる。

妊産婦健診費用や子どもの医療にかかる費用は若い世代にとって大きな負担である。

格差と貧困がひろがるなか、お金のあるなしにかかわらず、安心して子どもを産み、育てられる社会をめざして、子育て施策を拡充していくことは、国の責任である。

以上の趣旨から政府におかれては、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記

- 1 18歳年度末までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設すること。
- 2 現物給付による子どもの医療費助成に対国民健康保険の国庫負担金を減額しないこと。
- 3 妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成すること。

4 就学援助への国の予算措置を復活し、増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月22日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

(7番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第5号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第32 発議第6号「介護保険制度の抜本改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 中村英子君

8番 中村です。

発議第6号「介護保険制度の抜本改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年3月22日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、蟹江町議会議員、奥田信宏、同、猪俣二郎、同、松本正美、同、菊地久、同、小原喜一郎でございます。

意見書案を朗読させていただき、提案にかえさせていただきたいと思います。

介護保険制度の抜本改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書（案）。

国民の暮らしが脅かされるなかで、高齢者の医療費負担増と合わせ、国民健康保険料（税）や介護保険料が引き上げられ「もう払えない」「安心して老後を送りたい」と切実な声が上がっている。

今こそ、介護を必要とする人がいつでも、どこでも、お金の心配なく十分な介護サービスを利用できる介護保険制度を確立することが求められている。

ところが今、介護保険制度は崩壊の危機にさらされている。不透明な認定制度や2006年見直しされた介護保険制度では、こうした願いに応えるどころか、入所施設について「ホテルコスト」と称して部屋代や食費を徴収、介護度の軽い人から訪問介護や介護要ベッドなどの取り上げなど、利用者の生活困難をもたらしている。さらには重い利用料負担で、介護サービス利用の取り止めや軽減せざるを得ない事態を生み出している。

また、ヘルパーやケアマネージャーなど介護労働者は、仕事に見合った報酬や安全が保障されず、退職者が後を絶たない。介護を志す人も激減し、福祉・介護サービスを支える労働者の確保が困難になっている。介護事業者も事業の継続が困難になってきている。安心できるサービスの質と量を保障することがいまほど求められているときはない。

こうしたことから政府に対し、次の事項の実現を強く要望する。

- 1 介護報酬を引き上げること。
- 2 介護保険の国庫負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。
- 3 利用者の利用制限を取り止め、必要なサービスを保障すること。
- 4 介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月22日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（8番議員降壇）

○議長 伊藤正昇君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第6号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第33 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 伊藤正昇君

お諮りをいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて議了しました。

ここで横江町長より、平成23年第1回蟹江町議会定例会閉会に当たって発言の申し出がありましたので、許可をいたします。

○町長 横江淳一君

貴重なお時間をいただきまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本議会に提出をさせていただきましたすべての議案を議決を賜りまして大変ありがとうございます。

もとより初心に返り、皆様方の貴重な税金をしっかりと、社会保障も含めた、扶助費も含めたいろいろな施策に使わせていただきますが、いろいろなご意見、本日いただきまして、すべての職員が一丸となって住民サービスに努めさせていただきたいというふうに思っております。

また、議員各位におかれましては、今議会をもちまして勇退をされる議員さんもおみえになるというふうに聞いております。

また、もうしばらくいたしますと、県議会議員選挙、また、議員さんみずからの選挙もございます。16人から14人の定員削減もされたということでございます。大変厳しい内容になるかと思いますが、ぜひともまた今お見えになる方が戻ってきていただきまして、活発なご意見がこの議会で、二元代表制のもとやられることを十分期待をさせていただき、皆様方の

健闘を心よりお祈りをしたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

○議長 伊藤正昇君

それでは、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で平成23年第1回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時22分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

伊藤正昇

蟹江町議会副議長

高阪康彦

3番議員

山田邦夫

4番議員

米野秀雄